

1. 議事日程第1号

(平成20年第6回大口町議会定例会)

平成20年6月4日

午前9時30分開議

於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第30号 大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてから、議案第42号 固定資産評価審査委員会委員の選任について(提案説明)

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	吉田正	2番	田中一成
3番	柘植満	4番	岡孝夫
5番	宮田和美	6番	酒井廣治
7番	丹羽勉	8番	土田進
9番	鈴木喜博	10番	木野春徳
11番	齊木一三	12番	倉知敏美
13番	酒井久和	14番	吉田正輝
15番	宇野昌康		

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	酒井 鎧	副町長	社本 一裕
教育長	井上 辰廣	政策調整室長 兼総務部長	森 進
政策調整室 参事兼 政策調整課長	大森 滋	健康福祉部長	水野 正利
環境建設部長	近藤 則義	会計管理者	前田 守文

教育部長兼
生涯学習課長 三輪 恒久

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 近藤 登 議会事務局長 佐藤 幹広
議次

開会及び開議の宣告

議長（吉田正輝君） ただいまから平成20年第6回大口町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は15人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

直ちに、お手元に配付いたしました議事日程の順序に従い会議を進めます。

（午前 9時30分）

会議録署名議員の指名

議長（吉田正輝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、13番 酒井久和君、15番 宇野昌康君を指名いたします。

会期の決定について

議長（吉田正輝君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より6月19日までの16日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月19日までの16日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に配付いたしました会期日程のとおりであります。

諸般の報告

議長（吉田正輝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、例月出納検査結果の4月分についての報告がありましたので、その写しをお手元に配付いたしました。

次に、愛知県労働組合総連合議長 羽根克明氏ほか2団体の連名により、住民の暮らしを守り、公共サービスの充実、格差の是正、働くルールの確立、平和な世界の実現などを求める陳情書が提出されましたので、記の1の中の1から3、記の4及び記の5は総務文教常任委員会に、記の1の4は健康福祉常任委員会に、記の2及び記の3は環境建設常任委員会に送付しました。

愛知県医療介護福祉労働組合連合会執行委員長 鈴木弘之氏から、介護職員の人材確保の意

見書採択を求める陳情が提出されましたので、健康福祉常任委員会に送付しました。

合資会社緑源社長 諸百合子氏から、過剰な農薬取締法により、植物からなる、農業用有機資材を締め出す不法な行政指導の改善を求める意見書提出に関する陳情書が提出されましたので、環境建設常任委員会に送付し、以上3件の陳情書の写しをお手元に配付いたしました。

次に、本定例会説明員として、町長以下関係職員に対し、地方自治法第121条の規定により出席を求めていますので報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

議案第30号から議案第42号までについて（提案説明）

議長（吉田正輝君） 日程第4、議案第30号 大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてから、議案第42号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでを一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

酒井町長。

町長（酒井 鉄君） 議長さんのお許しをいただきましたので、今回上程をさせていただきました議案の提案理由の説明をさせていただきます。

議案第30号 大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、改正をするものであります。

次に、議案第31号 大口町税条例の一部改正及び議案第32号 大口町都市計画税条例の一部改正についてであります。ともに地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、改正をするものであります。

次に、議案第33号 大口町手数料条例の一部改正についてであります。戸籍法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、改正するものであります。

次に、議案第34号 大口町監査委員に関する条例の一部改正についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部が施行されたことに伴い、改正をするものであります。

次に、議案第35号 大口町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、改正するものであります。

次に、議案第36号 平成20年度大口町一般会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ1,056万6,000円を増額し、総額77億9,056万6,000円とするものであります。

次に、議案第37号 平成20年度大口町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ195万8,000円を増額し、総額8億6,271万9,000円とするものであります。

す。

次に、議案第38号 平成20年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳出の財源補正をするものであります。

次に、議案第39号 平成20年度大口町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ727万4,000円を増額し、総額1億5,289万円とするものであります。

次に、議案第40号 大口町道路線の廃止について、議案第41号 大口町道路線の認定についての両議案につきましては、町道路線の整備に伴い、それぞれ廃止、認定をするものであります。

次に、議案第42号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。固定資産評価審査委員会委員 安藤鉄男氏の任期が9月10日に満了になることに伴い、大口町御供所一丁目184番地、昭和15年5月28日生まれ、江口義輝氏に後任をお願いするもので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、江口義輝氏の略歴書を添付させていただきましたので、よろしく申し上げます。

以上、13議案についての提案理由の説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては担当部長から説明をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

議長（吉田正輝君） 議案第30号から議案第34号までについて、総務部長、説明願います。政策調整室長兼総務部長（森 進君） 改めまして、おはようございます。

議長さんの指名をいただきましたので、議案第30号 大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてから、議案第34号 大口町監査委員に関する条例の一部改正についてまで、順次説明をさせていただきます。

まず、議案第30号 大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、その内容の説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

大口町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。大口町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年大口町条例第16号）の一部を次のように改正する。

2ページ、新旧対照表をごらんください。

今回の改正は、第5条補償基礎額の規定の中で、その対象として該当する者のうち非常勤消防団員以外を明確化することと、配偶者以外の扶養親族についての補償基礎額の加算額を非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令で217円に改正されたことに伴い、本条例においても217円に改正をするものであります。

1ページへお戻りください。

附則、第1項、この条例は公布の日から施行し、改正後の大口町消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成20年4月1日から適用する。

第2項、新条例第5条第3項の規定は、平成20年4月1日以後に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金を除く。以下この項において同じ。）並びに平成20年4月分以後の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同年3月分以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については、なお従前の例による。

以上で、議案第30号 大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

次に、議案第31号になるわけでございますが、説明に入ります前に訂正をお願いしたいと思います。30ページをお願いします。

30ページであります。1行目末尾に庁舎の「庁」という字が書いてございますが、これが町の「町」に訂正をお願いしたいと思います。

それでは、最初のページに戻っていただきまして、議案第31号 大口町税条例の一部改正について、その内容の説明をさせていただきます。

1ページをお願いします。

大口町税条例の一部を改正する条例。大口町税条例（昭和38年大口町条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、78ページに一部改正要旨を添付してございますので、ごらんをいただきたいと思っております。78ページであります。

今回の改正は、去る4月30日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律に基づき改正をお願いするもので、まず改正の目的であります。個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の導入、寄附金税制の見直し、上場株式等の譲渡所得等に対する税率の特例措置の廃止、省エネ改修住宅に係る固定資産税の減額措置等、所要の整備を図る必要があるため改正をするものであります。

改正の概要につきましては、住民税では、個人住民税に公的年金からの特別徴収制度を導入するもので、特別徴収の対象者は、個人住民税の納税義務者のうち前年中に公的年金等の支払いを受けた者であって、当該年度の初日において国民年金法に基づく老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の者を原則としますが、老齢等年金給付の年額が18万円未満である場合、及び当該年度の特別徴収税額が老齢等年金給付の年額を超える場合は特別徴収の対象としないものであります。

次に、特別徴収の対象税額は、公的年金等の所得に係る所得割額及び均等割額とするもので

す。

次に、特別徴収の対象年金は、老齢等年金給付とするものです。

次に、特別徴収義務者は、老齢等年金給付の支払いをする者となります。

次に、徴収方法であります。年金の給付月を示し記載してありますが、要するに特別徴収の対象である年金所得者については、当該年度の4月から9月までの間の老齢等年金給付の支払いの際に、それぞれ前年度の2月において特別徴収の方法により、徴収された額に相当する額を10月から翌年3月までの間の老齢等年金給付の支払いの際に、それぞれ公的年金等に係る個人住民税額から既に徴収した額を控除した額の3分の1に相当する額を、老齢等年金給付から特別徴収の方法により徴収をするものであります。

また、新たに特別徴収の対象となった年金所得者については、当該年度の4月から9月までの間は、公的年金等に係る個人住民税額の2分の1に相当する額を普通徴収の方法により徴収をし、10月から翌年3月までの間の老齢等年金給付の支払いの際に、それぞれ公的年金等に係る個人住民税額から既に徴収した額を控除した額の3分の1に相当する額を、老齢等年金給付から特別徴収の方法により徴収をするものであります。

この改正は、平成21年度から適用しまして、特別徴収については平成21年10月から実施をするものであります。

79ページをお願いします。

次に、個人住民税における寄附金税制の見直しであります。

一つ、現行の所得控除方式を税額控除方式に改めるものであります。

二つ、寄附金控除の控除対象限度額を、総所得金額等の現行25%を30%に引き上げるものです。

三つ、寄附金控除の適用下限額を、現行10万円を5,000円に引き下げます。

四つ、都道府県または市町村に対する寄附金については、上記の税額控除の適用に加え、当該寄附金が5,000円を超える場合、その超える金額に、90%から寄附を行った者に適用される所得税の限界税率を控除した率を乗じて得た金額の5分の2を道府県民税から、5分の3を市町村民税からそれぞれ控除をするものです。

この改正は、平成21年度分以後の個人住民税から適用となります。

次に、上場株式等の譲渡益、配当の軽減税率の廃止等であります。上場株式等に係る譲渡所得等の10%の軽減税率の廃止であります。上場株式等の譲渡所得等に係る税率については、平成20年12月31日をもって軽減税率10%を廃止しまして、平成21年1月1日以後は20%とするものです。特例措置として、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間、その年分の上場株式等の譲渡所得等の金額のうち500万円以下の部分については10%の軽減税率となります。

次に、上場株式等に係る配当等の軽減税率10%の廃止であります。上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率については、平成20年12月31日をもって軽減税率10%を廃止し、平成21年1月1日以後は20%とするものです。特例措置としまして、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間、その年分の上場株式等の配当所得の金額のうち100万円以下の部分については10%の軽減税率となります。なお、平成21年1月1日以後の配当所得について、申告分離課税を創設し、総合課税と選択適用となります。

80ページをお願いします。

次に、固定資産税の関係であります。省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税について、次のとおり税額を減額する措置を講ずるものです。

平成20年1月1日に存していた住宅で、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定の省エネ改修工事を行ったもの（賃貸住宅を除きます）について、改修工事が完了した年の翌年度分に限り、当該住宅に係る固定資産税の税額（1戸当たり120平米相当分までに限ります）の3分の1を減額するものです。なお、対象となる省エネ改修工事は、窓の改修工事、二重サッシ、あるいは複層ガラス化と窓の改修工事とあわせて行う床の断熱工事、天井の断熱工事、壁の断熱工事、以上で現行の省エネ基準に適合することとなるもので、工事費用の合計が30万円以上のものに限ります。この改正は、平成21年度分以後の固定資産税から適用となります。

その他としまして、公益法人制度改革に伴う措置としまして、現行の公益法人制度は、法人設立等の主務官庁制・許可主義で、法人の設立と公益性の判断を一体で実施していましたが、今回の改正により主務官庁制・許可主義を廃止し、法人の設立と公益性の判断を分離しました。

その内容は、民法第34条の社団法人、財団法人に関する規定を削除し、一般社団法人、一般財団法人に関する法律及び公益社団法人、公益財団法人の認定に関する法律が制定されました。このことによりまして、法人住民税の均等割は公益社団法人、公益財団法人及び一般社団法人、一般財団法人について最低税率を適用することとなりました。法人でない社団または財団で、収益事業を行わないものについては非課税となりました。

81ページをお願いします。

この改正は、平成21年度分以後の法人住民税から適用となります。

また、これに係る固定資産税についても公益社団法人、公益財団法人が設置する一定の施設については、現行の民法第34条法人が設置するものと同様の非課税措置を講じ、一般社団法人、一般財団法人に移行した法人が設置する既存の施設について、現行非課税措置を受けているものは非課税措置が平成25年度まで継続することとなりました。この改正は、平成21年度分以後の固定資産税から適用となります。

以上が主な改正点であります。一部改正条例は非常に量も多くなっておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思っております。

21ページへお戻りください。

附則、施行期日。第1条、この条例は、公布の日から施行し、改正後の大口町税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成20年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1号、附則第20条の4の改正規定（第3項の改定規定に限る。）並びに次条第22項及び第23項の規定は、平成21年1月1日から。

第2号、第21条、第32条、第33条の2及び第33条の8の改正規定、同条を第33条の9とする改正規定、第33条の7の改正規定、同条を第33条の8とする改正規定、第33条の6の次に1条を加える改正規定、第35条の2第1項及び第4項、第37条、第40条並びに第42条から第45条までの改正規定並びに同条の次に5条を加える改正規定並びに附則第4条の次に1条を加える改正規定、附則第5条第3項、第6条第3項、第7条第2項及び第7条の3第2項の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、附則第8条第2項の改正規定（「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2千頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に改める部分を除く。）、同条第3項の改正規定、附則第16条の4第3項、第17条第3項、第18条第5項及び第19条第2項第2号の改正規定、附則第19条の2第2項の改正規定、附則第20条の2の改正規定、附則第20条の4の改正規定（第3項の改正規定を除く。）、附則第20条の5の改正規定並びに次条第4項から第7項までの規定は、平成21年4月1日から。

第3号、附則第8条第1項の改正規定、同条第2項の改正規定（「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2千頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に改める部分に限る。）、附則第16条の3の改定規定、附則第19条の5の改正規定並びに同条を附則第19条の6とする改正規定、附則第19条の4の次に1条を加える改正規定並びに次条第8項から第16項までの規定は、平成22年1月1日から。

第4号、附則第19条第1項及び第19条の3の改正規定並びに次条第17項から第21項までの規定は、平成22年4月1日から。

23ページをお願いします。

第5号、第49条及び第54条の改正規定並びに同条例附則に1条を加える改正規定並びに附則第4条第2項の規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の施行の日（平成20年12月1日）から。

個人の町民税に関する経過措置としまして第2条、別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の町民税に関する部分は、平成20年度分以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成19年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

第2項、この条例の施行日（以下「施行日」という。）前に改正前の大口町税条例（以下「旧条例」という。）附則第20条第7項の町民税の所得割の納税義務者が同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式については、同項及び同条第8項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第7項中「平成21年3月31日」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）の公布の日前」とする。

第3項、施行日から平成22年3月31日までの間における新条例附則第20条第4項の規定の適用については、同項中「の規定の適用について」とあるのは「及び附則第19条の3の規定の適用について」と、「同項」とあるのは「附則第19条第1項」と、「とする」とあるのは「と、附則第19条の3中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（附則第20条第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする」とする。

第4項、新条例第45条の2から第45条の6までの規定は、平成21年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。

第5項、新条例第33条の7及び附則第7条の4の規定は、町民税の所得割の納税義務者が平成20年1月1日以後に支出する新条例第33条の7第1項各号に掲げる寄附金について適用する。

第6項、新条例附則第4条の2の規定は、租税特別措置法第40条第2項又は第3項の規定による同条第1項後段の承認の取消しが平成20年12月1日以後にされる場合について適用する。

第7項、平成21年4月1日から同年12月31日までの間における新条例附則第7条の4第2項の規定の適用については、同条中「附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項」とあるのは「附則第16条の4第1項」と、同条第5号中「附則第16条の3第1項、附則第17条第1項」とあるのは「附則第17条第1項」とする。

第8項、新条例附則第8条第1項及び第2項の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、旧条例附則第8条第1項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成21年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

第9項、町民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払いを受けるべき新条例附則第16条の3第1項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に対して課する町民税の所得割の額は、同条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額と

する。

第1号、上場株式等に係る課税配当所得の金額が100万円以下である場合は、当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.8に相当する金額。

第2号、上場株式等に係る課税配当所得の金額が100万円を超える場合は、次に掲げる金額の合計額。ア．1万8,000円、イ．当該上場株式等に係る課税配当所得の金額から100万円を控除した金額の100分の3に相当する金額。

第10項、前項の規定の適用がある場合における新条例附則第16条の3第3項の規定の適用については、同項第1号中「附則第16条の3第1項」とあるのは、「附則第16条の3第1項（大口町税条例の一部を改正する条例（平成20年大口町条例第 号）附則第2条第9項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。））」とする。

25ページであります。第11項、新条例附則第19条の6第1項又は第4項の規定の適用がある場合における第9項の規定の適用については、同項中「同項前段の規定により」とあるのは、「新条例附則第19条の6第3項又は第5項の規定により読み替えられた新条例附則第16条の3第1項前段の規定により」とする。

第12項、新条例附則第19条の5の規定は、平成22年1月1日以後に町民税の所得割の納税義務者が交付を受ける同条第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（次項及び第15項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）について適用する。

第13項、町民税の所得割の納税義務者が新条例第32条第4項の規定により、平成22年1月1日から同年12月31日までの期間（第15項において「特例期間」という。）内に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載をした同条第4項に規定する申告書を提出する場合には、新条例附則第19条の5第2項の規定にかかわらず、当該申告書には当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座（同項に規定する源泉徴収選択口座をいう。以下この項及び第15項において「源泉徴収選択口座」という。）において前年中に交付を受けた次の各号に掲げる源泉徴収選択口座内配当等の区分に応じ、当該各号に定める所得についての記載を行うものとする。

第1号、前年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等のうち、その年中に同一の支払者から支払いを受けるべき新条例附則第16条の3第1項に規定する上場株式等の配当等の額の総額が1万円以下であるものとして、地方税法施行令及び国有資産等の所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第152号。以下「平成20年改正令」という。）附則第7条第10項で定めるもの（以下この項及び第15項において「少額配当等」という。）当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等に係る所得。

第2号、前年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等のうち、少額配当等以外のもの（以下この項及び第15項において「少額配当等以外の配当等」という。）当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等以外の配当等に係る所得。

第14項、新条例附則第19条の6の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成21年度分までの個人の町民税に係る旧条例附則第19条の5第1項の規定による譲渡所得等の金額の計算については、なお従前の例による。

第15項、町民税の所得割の納税義務者が新条例附則第19条の6第1項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうち地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）附則第3条第16項の特別徴収義務者が同項の規定により特例期間内に交付をした源泉徴収選択口座内配当等について、徴収して納入すべき県民税の配当割の額の計算上、当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる金額がある場合には、新条例附則第19条の6第2項の規定にかかわらず、新条例第32条第4項に規定する申告書には当該控除した次の各号に掲げる金額の区分に応じ、当該各号に定める所得についての記載を行うものとする。

第1号、当該控除した金額のうち少額配当等の額から控除した額は、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等に係る所得。

第2号、当該控除した金額のうち少額配当等以外の配当等の額から控除した額は、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等以外の配当等に係る所得。

第16項、平成22年1月1日から同年3月31日までの間における新条例附則第19条の6第5項の規定の適用については、同項中「並びに附則第19条第1項の規定の適用について」とあるのは「、附則第19条第1項並びに附則第19条の3の規定の適用について」と、「とする」とあるのは「と、附則第19条の3中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（附則第19条の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする」とする。

第17項、町民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日前行った旧条例附則第19条の3に規定する上場株式等の譲渡に係る同条に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対して課する平成21年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

第18項、町民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等（以下この項において「上場株式等」という。）の譲渡（新条例附則第19条の2第2項に規定する譲渡をい

う。)のうち、租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。)については、新条例附則第19条第1項の規定により同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として平成20年改正令附則第7条第11項に定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対して課する町民税の所得割の額は、新条例附則第19条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する金額とする。

第1号、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次項の規定により読み替えて適用される新条例附則第19条第2項の規定により読み替えて適用される新条例第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。以下この項において同じ。)が500万円以下である場合は、当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の1.8に相当する金額。

第2号、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額が500万円を超える場合は、次に掲げる金額の合計額。ア.9万円。イ.当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額から500万円を控除した金額の100分の3に相当する金額。

第19項、前項の規定の適用がある場合における新条例附則第19条第2項の規定の適用については、同項第1号中「譲渡所得等の金額」とあるのは「譲渡所得等の金額(当該株式等に係る譲渡所得等の金額のうち大口町税条例の一部を改正する条例(平成20年大口町条例第 号)附則第2条第18項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額を控除した残額又は当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額)」とする。

第20項、新条例附則第19条の6第4項の規定の適用がある場合における第18項の規定の適用については、同項中「計算した金額(」とあるのは「計算した金額(新条例附則第19条の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。)」とする。

第21項、新条例附則第20条第3項の規定の適用がある場合における第18項の規定の適用については、同項中「計算した金額(」とあるのは「計算した金額(新条例附則第20条第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。)」とする。

第22項、新条例附則第20条の4第3項の規定は、同項に規定する所得割の納税義務者が平成21年1月1日以後に支払いを受けるべき同項に規定する条約適用配当等について適用し、同日前に旧条例附則第20条の4第3項に規定する所得割の納税義務者が支払いを受けるべき同項に規定する条約適用配当等については、なお従前の例による。

第23項、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの期間内に新条例附則第20条の4第3項に規定する所得割の納税義務者が支払いを受けるべき同項に規定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは「100分の3」と、「100分の3」とあるのは「100分の1.8」とする。

法人の町民税に関する経過措置。第3条、別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の町民税に関する部分は、平成20年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

第2項、旧条例第25条第1項第4号に規定する法人でない社団又は財団に対して課する平成19年度分までの法人の町民税の均等割については、なお従前の例による。

第3項、新条例第30条の規定（同条第2項の表の第1号アに掲げる法人に係る部分に限る。）は、平成20年度分以後の年度分の法人の町民税の均等割について適用し、旧条例第30条第2項の表第1号中法人税法第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等（防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人を含む。）で均等割のみを課されているものに対して課する平成19年度分までの法人の町民税の均等割については、なお従前の例による。

第4項、施行日から附則第1条第5号に定める日の前日までの間における新条例第30条第2項の規定の適用については、同項の表の第1号中「ウ．一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）エ．保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。）オ．資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額））を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1千万円以下であるもののうち、町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの」とあるのは、「ウ．保険業法（平成

7年法律第105号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(ア及びイに掲げる法人を除く。)エ.資本金等の額(法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額))を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びウに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。)で資本金等の額が1千万円以下であるもののうち、町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のものとする。

固定資産税に関する経過措置。第4条、別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成20年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成19年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第2項、新条例第54条の規定は、平成21年度以後の年度分の固定資産税について適用し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第38条の規定による改正前の民法(明治29年法律第89号)第34条の法人に係る固定資産に対して課する平成20年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

なお、32ページから77ページまで新旧対照表を添付しましたので、後ほどごらんをいただきたいと思ひます。

以上で、議案第31号 大口町税条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

次に、議案第32号 大口町都市計画税条例の一部改正についてであります。

その内容を説明させていただきますので、1ページをお開きください。

大口町都市計画税条例の一部を改正する条例。第1条の改正は、今回の地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、固定資産税の課税標準の特例を都市計画税に準用している規定で、引用条文の改正を行うものであります。

また、附則第12項の改正は、法附則で定める固定資産税の課税標準となるべき価格の特例を都市計画税に準用する規定で、これも引用条文の改正を行うものであります。

第2条の改正は、鉄道再生事業に係る固定資産税又は都市計画税の減額の規定が新設されたことに伴います整備を行うものであります。

第3条の改正は、公益社団法人又は公益財団法人が所有する重要無形文化財の公演のための施設に対して課する固定資産税又は都市計画税を減額する規定の新設に伴い、整備を図るものであります。

附則、第1項、この条例は公布の日から施行し、改正後の大口町都市計画税条例の規定は、平成20年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第 号）の施行の日から、第3条の規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の施行の日から施行する。

第2項、この条例の規定による改正後の大口町都市計画税条例の規定は、平成20年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成19年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

なお、3ページから5ページには新旧対照表を添付しましたので、参照いただきたいと思います。

また、本町においては平成15年度より当分の間、都市計画税の税率を100分のゼロとしておりますので、申し添えておきます。

以上で、議案第32号 大口町都市計画税条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

次に、議案第33号であります。大口町手数料条例の一部改正について、その内容を説明させていただきます。

1ページをお開きください。

大口町手数料条例の一部を改正する条例。大口町手数料条例（平成12年大口町条例第6号）の一部を次のように改正する。

4ページ、新旧対照表をお開きいただきたいと思います。

今回の改正は、5月1日に施行されました戸籍法の一部を改正する法律に基づき、別表中戸籍に関する手数料の事項について改正をするものであります。

3ページへお戻りください。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第33号 大口町手数料条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

次に、議案第34号 大口町監査委員に関する条例の一部改正についてであります。

1ページをお開きください。

大口町監査委員に関する条例の一部を改正する条例。大口町監査委員に関する条例（昭和39年大口町条例第5号）の一部を次のように改正する。

今回の改正は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、本条例第8条の決算審査等の規定を「監査委員は、法第233条第2項及び第241条第5項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付されたときは、60日以内に意見を付けて町長に提出しなければならない。」と改める

ものであります。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

なお、2ページには新旧対照表を添付しましたので、御参照をいただきたいと思いを。

以上で、議案第34号 大口町監査委員に関する条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

議長（吉田正輝君） 会議の途中ですが、10時45分まで休憩といたします。

（午前10時34分）

議長（吉田正輝君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前10時45分）

議長（吉田正輝君） 続いて、議案第35号について、健康福祉部長、説明願います。

健康福祉部長（水野正利君） 改めて、おはようございます。

議長さんの指名を受けましたので、議案第35号 大口町国民健康保険税条例の一部改正について、その内容を説明させていただきます。

1ページをお願いします。

大口町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。大口町国民健康保険税条例（昭和41年大口町条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、新旧対照表により説明させていただきます。

5ページをお願いします。

今回の条例改正の要点につきましては、一つ目には、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を12万円とし、二つ目には、低所得者等に対する国民健康保険税の課税の軽減を図るため特定世帯の定義を設け、三つ目には、被用者保険の被扶養者が新たに国保加入者となることについて、国保税の減免規定を設けるものであります。

それでは、条に従って順次御説明申し上げます。

第2条第3項は、ただし書きとして、国民健康保険税としての後期高齢者支援金等課税額の限度額12万円の規定を新たに加えるものであります。

第6条は、第1号に特定世帯の定義を設け、基礎課税分（いわゆる医療分）に係る特定世帯以外の世帯の世帯別平等割額を現行どおり1世帯2万4,000円とし、第2号においては、特定世帯に係る世帯別平等割額が2万4,000円の2分の1の1万2,000円とするものであります。なお、特定世帯に係る世帯別平等割額の軽減期間は最長5年間であります。

第10条の改正は、第1号では、特定世帯以外の世帯に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯

別平等割額を現行どおり1世帯6,000円とし、第2号においては、特定世帯に係る世帯別平等割額が6,000円の2分の1の3,000円とするものであります。なお、特定世帯に係る世帯別平等割額の軽減期間は最長5年間であります。

6ページをお願いします。

第28条第1項に規定します国民健康保険税の減額について、各号列記以外の部分については、第2条第3項に規定します後期高齢者支援金等課税額の限度額12万円を加えるものであります。第1号は、基礎課税分（いわゆる医療分）に係る世帯別平等割額の7割軽減額を特定世帯以外は現行どおり1万6,800円とし、特定世帯についてはその2分の1の8,400円とし、後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割額の7割軽減額を特定世帯以外は現行どおり4,200円とし、特定世帯についてはその2分の1の2,100円とするものであります。

7ページをお願いします。

第2号は、基礎課税分（いわゆる医療分）に係る世帯別平等割額の5割軽減額の所得算定に特定同一世帯所得者を加え、その軽減額について特定世帯以外は現行どおり1万2,000円とし、特定世帯についてはその2分の1の6,000円とし、後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割額の5割軽減額を特定世帯以外は現行どおり3,000円とし、特定世帯についてはその2分の1の1,500円とするものであります。

第3号は、基礎課税分（いわゆる医療分）に係る世帯別平等割額の2割軽減額の所得算定について特定同一世帯所得者を加え、軽減額について特定世帯以外は現行どおり4,800円とし、特定世帯についてはその2分の1の2,400円とし、後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割額の2割軽減額を特定世帯以外は現行どおり1,200円とし、特定世帯についてはその2分の1の600円とするものであります。なお、特定世帯に係る世帯別平等割額の軽減期間は最長5年間であります。

第32条第2号は、国民健康保険税の減免対象者について新たに規定するもので、75歳以上の方が被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、当該被保険者の被扶養者が国民健康保険の被保険者となった方で、国民健康保険の被保険者の資格を取得した日において65歳以上である方について、その被保険者に対して国民健康保険税の減免規定を設けるもので、具体的な減免措置については、大口町国民健康保険税条例施行規則で定めるものであります。

9ページをお願いします。

附則の第4項から第14項までにつきましては、被保険者の次に「若しくは特定同一世帯所得者」の字句をそれぞれ加えるものであります。

3ページにお戻りください。

附則、第1項、この条例は、公布の日から施行する。

4 ページをお願いします。

第 2 項、改正後の大口町国民健康保険税条例の規定は、平成20年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成19年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

なお、15ページ、16ページには条例の一部改正要旨を添付してありますので、御参照をいただきたいと思えます。

以上で、議案第35号 大口町国民健康保険税条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

議長（吉田正輝君） 続いて議案第36号について、総務部長、説明願います。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） それでは、議案第36号 平成20年度大口町一般会計補正予算（第1号）について、その内容の説明をさせていただきます。

事項別明細書 6 ページ、7 ページをお開きください。

歳入、款13.国庫支出金、項3.委託金、目1.総務費委託金、補正額として71万1,000円の増額をするものであります。その内容は、裁判員制度の施行に向け、既存住民基本台帳電算処理システムの改修を行うことに伴います国庫委託金を計上するものであります。

款15.財産収入、項2.財産売払収入、目1.不動産売払収入、補正額として641万円増額をするものです。その内容は、竹田二丁目地内の普通財産売払収入を追加するものであります。

款17.繰入金、項2.特別会計繰入金、目1.老人保健特別会計繰入金、補正額として344万5,000円を新たに計上するものであります。その内容は、平成19年度老人保健特別会計において、医療費に係る支払基金交付金の一部を一般会計で肩がわりをした分の精算であります。

8 ページ、9 ページをお願いします。

歳出、款2.総務費、項1.総務管理費、目1.一般管理費、補正額として119万2,000円の増額であります。その内容は、丹羽広域事務組合の火災予防条例で、本年5月31日までに住宅用火災警報器の設置が義務づけられていますが、その購入に対する補助金を追加するものであります。

目3.職員管理費、補正額として200万円の増額であります。その内容は、人事評価、組織マネジメント等の職員研修委託料の追加であります。

目9.電子計算管理費、歳入で説明をしました国庫委託金71万1,000円の財源補正であります。

項3.目1.戸籍住民基本台帳費、補正額として152万7,000円の減額であります。その内容は、生活課職員の育休に伴う臨時職員の賃金を当初予算で計上していましたが、4月の定期異動で正職員を配置したことに伴う減額であります。

款3.民生費、項1.社会福祉費、目2.老人福祉費、補正額として195万8,000円の増額であります。その内容は、地域包括支援センターの保健師の退職に伴い、臨時の保健師を採用する必要が生じたので、その賃金相当額を介護保険特別会計へ繰り出しをするものであります。

10ページ、11ページをお願いします。

款8.土木費、項4.都市計画費、目7.雨水排水路費、補正額として342万6,000円の増額であります。その内容は、本年度整備を予定しております郷浦下水道、竹田二丁目地内ではありますが、工事に伴うガス管の移設が必要となり、補償費として計上するものであります。

款10.教育費、項2.小学校費、目1.学校管理費、補正額として430万5,000円の増額であります。その内容は、北小学校の元北部中学校への移転に伴います校舎の耐震改修設計委託料430万5,000円の計上、及び20年度当初予算で計上をしました北小学校増改築転用実施設計委託料4,021万5,000円を、今回の補正とともに学校管理費の施設整備事業と、別途新たに元大口北部中学校整備事業に事業を分け、明確にすることに伴う組みかえであります。

項4.社会教育費、目1.社会教育総務費、補正額として600万円の計上であります。その内容は、本年4月より生涯学習課に派遣をいただいております社会教育主事の人件費に係る負担金であります。

12ページ、13ページをお願いします。

款12.項1.公債費、目2.利子、補正額として2,096万6,000円の減額であります。その内容は、新生大口中学校の整備に伴う財政融資資金及び縁故債の借り入れ利率を低く執行できましたので、償還金利子を減額するものであります。

款14.項1.目1.予備費、補正額として1,403万2,000円を追加し、予備費を2,403万2,000円とするものであります。

以上で、議案第36号 平成20年度大口町一般会計補正予算（第1号）についての説明とさせていただきます。

議長（吉田正輝君） 続いて、議案第37号から議案第39号までについて、健康福祉部長、説明願います。

健康福祉部長（水野正利君） 議長さんの指名を受けましたので、議案第37号 平成20年度大口町介護保険特別会計補正予算（第1号）から、議案第39号 平成20年度大口町老人保健特別会計補正予算（第1号）までについて、説明をさせていただきます。

初めに、議案第37号 平成20年度大口町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

8ページ、9ページをお開きください。

款1.総務費、項1.総務管理費、目1.一般管理費、補正額としましては195万8,000円の増額をお願いするもので、その内容につきましては、地域包括支援センターの保健師1名が3月31日をもって退職したことにより、この代替として保健師1名を臨時職員として雇用するものであります。なお、1時間の単価1,270円で、7月から平成21年3月までの9ヵ月分であります。

6 ページ、7 ページをお願いします。

款6.繰入金、項1.一般会計繰入金、目3.その他一般会計繰入金、補正額としましては、歳出に計上しました臨時職員賃金に係る財源として195万8,000円を一般会計から繰り入れするものであります。

以上で、議案第37号 平成20年度大口町介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第38号 平成20年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

4 ページ、5 ページをお願いします。

今回の予算補正につきましては、歳入予算の補正はなく、歳出予算の組みかえのみを行うものであります。

款8.保健事業費、項1.目1.特定健康診査等事業費、特定健診項目、健診単価の決定により、特定健康診査に係る健診費用として、愛知県国民健康保険連合会に支出する負担金を334万円減額し、委託料としまして、あいち健康プラザへの健診委託につきまして、当初予算においては特定健診のみの予定でありましたが、特定保健指導までの一貫した内容とすることにより、特定健診委託料5万3,000円の追加、また健診データの処理につきましては、当初予算の段階では、国保連合会において一括処理する方向で負担金計上をいたしておりましたが、これまでの基本健康診査同様、民間業者に委託実施することによりデータパンチ委託料21万円を新規計上、さらに特定健診としての健診項目のうち、眼底検査については実施医療機関が特定されることにより、国保連合会へ支出する特定健康診査等保険者負担金から切り離し、別途眼底検査委託料として307万7,000円を新規計上するものであります。

以上で、議案第38号 平成20年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第39号 平成20年度大口町老人保健特別会計補正予算（第1号）につきまして、事項別明細書により歳入から説明させていただきます。

6 ページ、7 ページをお願いします。

款1.項1.支払基金交付金、目1.医療費交付金、補正額といたしましては727万4,000円の増額で、その内容は、平成19年度分の精算に伴う社会保険診療報酬支払基金からの交付金の追加であります。

8 ページ、9 ページをお願いします。

歳出について説明させていただきます。

款2.諸支出金、項1.目1.償還金、補正額としましては382万9,000円の新規計上で、その内容

は、平成19年度における国・県負担金等の超過交付分を精算として返還するものであります。
なお、返還金の内訳は、基金審査支払手数料10万5,000円、国庫負担金297万9,000円、県負担金74万5,000円であります。

項2.目1.繰出金、補正額としましては344万5,000円の新規計上で、その内容は、平成19年度における一般会計からの繰入金につきまして、超過分を精算として一般会計に返還するものであります。

以上で、議案第39号 平成20年度大口町老人保健特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

議長（吉田正輝君） 続いて、議案第40号及び議案第41号について、環境建設部長、説明願います。

環境建設部長（近藤則義君） それでは、議長さんの御指名をいただきましたので、議案第40号 大口町道路線の廃止についての内容の説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

路線番号791、路線名、町道下小口91号線、起点、竹田一丁目133番地先、終点、竹田一丁目131番地先。

路線番号1771、路線名、町道余野71号線、起点、余野四丁目1番地先、終点、竹田一丁目106番地先。

2ページには図面を添付しておりますので、後ほどごらんいただきますようお願いいたします。

以上で、議案第40号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第41号 大口町道路線の認定についての内容の説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

路線番号855、路線名、町道下小口155号線、起点、下小口七丁目41番1、終点、下小口七丁目40番。

路線番号1771、路線名、町道余野71号線、起点、余野四丁目1番地先、終点、竹田一丁目106番地先。

2ページ、3ページには図面を添付しておりますので、後ほどごらんいただきますようお願いいたします。

以上で、議案第41号の説明とさせていただきます。

議長（吉田正輝君） これをもって提案理由の説明を終了いたします。

散会の宣告

議長（吉田正輝君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日は議案精読のため休会とし、6月6日金曜日午前9時30分から本会議を再開し、議案に対する質疑を行います。

本日はこれをもって散会といたします。

なお、一般質問の締め切りは、明日6月5日木曜日正午となっております。時間厳守にてお願いをいたします。

(午前11時07分)

